



ほうけん か し
奉剣鍛冶の舞

天照皇大神が天の岩戸に隠れたことで、国中が真っ暗になり、大勢の邪神が出て悪さを働きます。手力男命がこれに勇ましく立ち向かい退治する舞。(表紙)



浦安の舞

昭和15年、紀元2600年を記念して、昭和天皇の御製に宮内庁楽部が振り付けたといわれる舞。扇の舞と鈴の舞の2部構成となっており毎年、同神社氏子家庭の小学6年生の女子が奉納する。



伝統の舞が途絶えぬように—— 表門神社神楽保存会会長 山村 正さん(上野)に聞く

神楽は当時、町屋と矢作地区の家庭の長男しか舞うことができなかったが、なり手不足で三珠地区全域に声をかけ、昭和44年に神楽保存会を結成した。保存会では、大蛇神楽が有名な石見神楽(島根県)の視察を行い、平成2年に現在の「大蛇退治」を復活させたほか、依頼を受け町内外で神楽披露を行ってきた。現在は、29歳から最年長は100歳までの18名で活動を行っているが、十四座を行うにはまだまだ人手不足。若い人に加入していただき神楽が途絶えぬよう継承していきたい。



おろち
大蛇退治

美しい一人の娘をさらうために現れた大蛇を酒に酔わせ、須佐之男命が退治をする舞。煙や火花を散らす大蛇が印象的な舞。



おあなばらひるし
大海原蛭子の舞

釣り好きの神が大ダコを釣り上げ、からまれた様子などをユーモラスに舞う。合間には、福餅がついた糸を観覧者の目前に垂らし、福をまきます。

千年余りの歴史誇る——

甲府盆地に春を告げるお祭りとして親しまれている上野地区の表門神社(宮司 市川行治) 一之酉祭典が2月4日に開催されました。
祭典は白河天皇の永保元年より始まり千年余りの歴史を誇ります。
境内の神楽殿で奉納される神楽は、昔は二十四座からなっていました。現在は、十四座に縮小されました。
表門神社のお囃子は、大太鼓1、締太鼓1、笛5で構成され、舞は、岩戸開きを中心にした神話を仕組んだ『岩戸神楽』です。
当日は、表門神社神楽保存会による神楽や、昭和天皇の御製に宮内庁楽部が曲と舞を振り付けたといわれる「浦安の舞」を同神社氏子家庭の小学6年生の女子6人が奉納しました。



生活習慣病を予防しましょう！

平成 28 年度の外来患者の医療費割合は、上位 5 位までの病気で外来全体の 39 %を占めています。
また上位 3 位は県・町共に生活習慣病で占められており、割合は本町が 3 %高くなっています。

■平成 28 年度 外来患者の医療割合（上位 5 位） 単位：%

症状	市川三郷町	山梨県
腎不全	12	10
糖尿病	10	9
高血圧性疾患	8	8
その他の内分泌、栄養及び代謝障害	6	5
統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害など	3	4

生活習慣病には、高血圧、脂質異常症、糖尿病などがありますが、これらは自覚症状がほとんどないため気づかないうちに進行し、脳や心臓、血管などにダメージを与えていきます。その結果、ある日突然、狭心症や心筋梗塞、脳卒中など命に関わる恐ろしい疾患を引き起こすことがあります。

町では市川、三珠、六郷の各地区でメタボリックシンドロームに着目した特定健診やがん検診を住民健診として実施しています。早期発見・早期予防につなげるためにも、定期的に健診を受け、生活習慣を改善しましょう。市川地区の健診の申し込みは 3 月 1 日となっていますが、期限を過ぎても申し込み可能です。この機会にぜひ健診を受けましょう！

国民健康保険の 加入・喪失手続きを 忘れていませんか？

新たに職場などの健康保険に加入した場合や、退職などにより今までの保険をやめたとき、14 日以内に加入・喪失手続きが必要になります。忘れずに届出をしましょう。

■国保に加入するとき必要なもの

職場の健康保険をやめたとき

職場の健康保険をやめた証明書、印鑑、マイナンバー

■国保をやめるとき必要なもの

職場の健康保険に加入したとき

国保と健康保険の保険証、印鑑、マイナンバー

3 月は 国民健康保険証の 更新時期です

4 月 1 日から使える新しい保険証は、3 月末までに世帯主様あてに簡易書留で郵送します。お手元に届きましたら記載内容と、国民健康保険に加入している方全員分の保険証があるか確認をお願いします。

国民健康保険
被保険者証

有効期限 平成 31 年 -- 月 -- 日

記号番号
氏 名
生年月日
世帯主氏名
住 所
資格取得日
交付年月日

12345-678
市川三郷 太郎
平成 17 年 10 月 1 日
市川三郷 太郎
山梨県西八代郡市川三郷町市川大門 1790-3
平成 17 年 10 月 1 日
平成 30 年 4 月 1 日

保険者番号
保険者名

123456
市川三郷町

性別 男



抑えよう！

医療費増加

時間外受診、生活習慣病の増加

進めよう！

医療費節約

生活習慣の見直し、定期健診の受診
ジェネリック医薬品の利用

町民課国保年金係
☎ 055-272-1105

変わらないところ・変わるところ

変わらない

- ▶ 加入や脱退、住所変更の手続きは町の窓口で行って下さい
- ▶ 保険証は町から交付します
- ▶ 保険税の賦課・徴収は町が行います
- ▶ 保険税は、町が決めた納期、納付方法で納付して下さい
- ▶ 町の健診で特定健診や特定保健指導などの保健事業を実施します
- ▶ 療養費や高額療養費の給付手続きは町の窓口で行って下さい

変わる

- ▶ 高額療養費の多数回該当が引き継がれます
高額療養費の多数回該当とは？
過去 12 カ月以内に高額療養費の支給が 4 回以上ある場合、高額療養費の多数回該当として、自己負担限度額が引き下げられる制度。
他市町村に転居した場合、回数が通算されませんでした。平成 30 年度からは、県内の他市町村に転居されても、世帯の継続性が認められるときは、転居前からの回数が通算されるようになります。

国民皆保険を将来にわたって守り続けるため平成 30 年 4 月から、これまでの町に加え、県も国民健康保険制度を担うことになります。

平成 30 年 4 月から
変わります
国民健康保険制度

高額療養費の多数回該当はどうか？ — 6 月に他市町村へ転居した場合 —

これまで

1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月
○		○	○	◎			○		○	○	◎
1 回目		2 回目	3 回目	4 回目	転居		1 回目		2 回目	3 回目	4 回目

- ▶ 4 回目の 5 月に多数回該当となり自己負担限度額が引き下げられたが、6 月の転居により 8 月から 1 回目となり 12 月まで自己負担限度額が引き下げられない

平成 30 年度～

1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月
○		○	○	◎			○		◎	◎	◎
1 回目		2 回目	3 回目	4 回目	転居						
			1 回目	2 回目			3 回目		4 回目	5 回目	6 回目
新 制 度 →											

- ▶ 4 回目の 5 月に多数回該当となり自己負担限度額が引き下げられ、新制度開始後は転居しても世帯の継続性が認められる場合該当回数が通算され 10 月から多数回該当となる。

第1話 通知カードとマイナンバーカードの違い

通知カード

マイナンバーについてシリーズで紹介していきます。

マイナンバーの開始時に皆さまに配布されたものは「通知カード」で、身分証明書として利用することができる「マイナンバーカード」ではありません。※マイナンバーカードは申請しないと交付されません。

マイナンバーカードの交付は、本庁舎だけでなく三珠庁舎、六郷庁舎でも可能です。

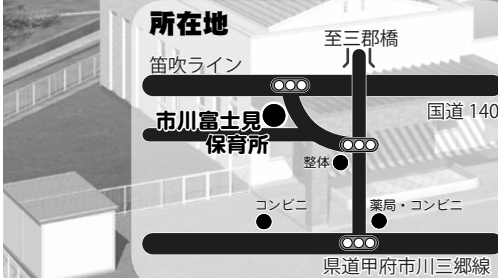
※本庁舎以外での交付を希望する場合は、来庁する**3日前まで**に町町民課町民係へご連絡下さい。

※初回の発行は無料で行えます（今後、変更になる可能性もあり）

町町民課町民係 ☎ 055-272-1105

市川富士見保育所

新保育所 名称決定



新保育所の名称が「市川富士見保育所」に決定しました。
8月の開所に向けて準備を進めてまいります。

町町民課 ☎ 055-240-4160



住宅用火災警報器の 維持管理を

住宅用火災警報器は、火災を見つけた時にこそ正しく働かなければなりません。そのためにも、日頃から「点検」と「お手入れ」をしておきましょう。

点検の時期

一カ月に一度を目安に作動点検をしましょう。点検は、居住者が自ら行って下さい。

点検の方法（作動確認）

本体のひもを引くものやボタンを押すことで点検できるものなど、機種によって異なりますので、説明書を読んで、点検方法を確認しておきましょう。

掃除（お手入れ）

ほこりなどが付着すると火災を感知しにくくなるので、薄めた家



庭用中性洗剤で濡らした布などを十分に絞って、軽く汚れを拭き取って下さい。

※掃除するときは、次のことに注意して下さい。

- 水洗いは絶対にしない。
- ベンジンやシンナーなどの有機溶剤は使用しない。
- 煙の流入口は重要な部分なので、ふさいだり傷ついたりしない。

交換時期について

本体の交換期限は機種によって異なりますが、目安はおおむね10年です。

①自動試験機能のある機器

機能の異常を示す音や表示がされた場合は、本体ごと交換して下さい。

②自動試験機能のない機器

本体に表示された交換期限や説明書の記載にあわせて、本体ごと交換して下さい。

※乾電池交換タイプは

定期的な作動点検の時に、「電池切れかな？」と思ったら、早めに交換して下さい。電池が切れそうになったら、音や表示で教えてくれるものもあります。（※詳しくは説明書を確認して下さい）

ご不明な点は、消防署へお問い合わせ下さい。

町町民課 ☎ 055(272)7613

交通災害共済に 加入しましょう！

平成30年度交通災害共済申込の受付が始まりました。

交通災害共済は、加入者が交通事故による災害にあった場合に、被害の程度によって見舞金をお支払いする相互救済の制度です。

【加入資格】

町の住民基本台帳に記載されている方。

※学生は、住民票がなくても加入できます。

【共済掛金】

1人につき年額500円

【申し込み方法】

交通災害共済加入申込用紙に必要事項を記入し、掛金を添えて、3月30日(金)までに、取扱金融機関または役場（本庁舎・支所）へお申し込み下さい。

※加入申込書は2月下旬に各世帯へ郵送済です。

※申し込み期日を過ぎた加入も可能ですが、掛金は同額です。

【共済期間】平成30年4月1日～平成31年3月31日

※中途加入の場合は、支払いをした日の翌日から平成31年3月31日

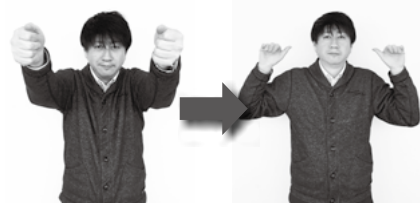
町町民課 ☎ 055(272)1175

基本的な手話を覚えよう

連載 vol.25

今回は「卒業式」、「高校入試」と都道府県の「宮城」を紹介します

「卒業式」



親指上にしてグーの形を作り上にあげる。(卒業証書を受け取る様子)

顔の横で手のひらを前に向け指を前に倒す。(並んであいさつする様子)

「高校入試」



右手の人差し指と中指を立て額にそって右に移動させる。(昔の学生帽)

人差し指を伸ばして、右手の人差し指を上にして前に倒します。(入)

両手の親指を立てて、互い違いになるように上下させます。(試験)



宮城

両手を斜めに立てて、指を伸ばしたまま組み合わせます。(お宮の屋根を表す)



両手の人差し指を曲げて向い合わせます。(お城の屋根の端にあるシャチホコを表す)



町町民課 ☎ 055(272)1106